

一般廃棄物（し尿及び生活雑排水） 処理手数料の見直しについて

見直し理由・審議

現行の標記手数料は、令和2年4月の改定から3年が経過することから、本市「行政サービスの利用者の負担に関する基準」に基づき、見直しを行う。

見直しに当たっては、長野市廃棄物減量等推進審議会に諮問するもの。

見直す手数料

- I し尿処理手数料（し尿及び浄化槽汚泥の収集運搬）
 - ・従量制（36Lごと）
 - ・定額制（世帯、人数割ほか）
- II 生活雑排水処理手数料（簡易浄化槽汚泥清掃）
 - ・簡易浄化槽容量別定額

I し尿処理手数料見直しの考え方

手数料見直しの対象期間 ⇒ R5～R7

収集量の推計は過去数年の実績等に基づき推計。

し尿は今後も公共下水道への接続・人口減少に伴い緩やかに減少するものと見込むが、浄化槽汚泥と農業集落排水汚泥は、ほぼ横ばいの見込み。



収集原価

=

収集運搬に要する経費

収集量

=

過去数年の実績に
基づき推計

手数料 = 収集原価 ÷ 収集量(1単位:36L)

し尿・浄化槽汚泥等収集量と手数料 推移



	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
収集量	57,808	51,315	46,261	40,634	37,407	34,315	33,339	30,630	31,518	29,534	29,196	—
手数料	320円			358円			378円			412円		

手数料は、従量制1単位(36L)当たりの金額

Ⅱ 生活雑排水処理手数料見直しの考え方

手数料見直しの対象期間 ⇒ R5～R7

簡易浄化槽清掃数は過去数年の実績等に基づき推計。
簡易浄化槽も、し尿と同様に公共下水道への接続・人口減少に伴い
今後も緩やかに減少するものと見込む。



収集原価

=

清掃汚泥収集運搬
に要する経費

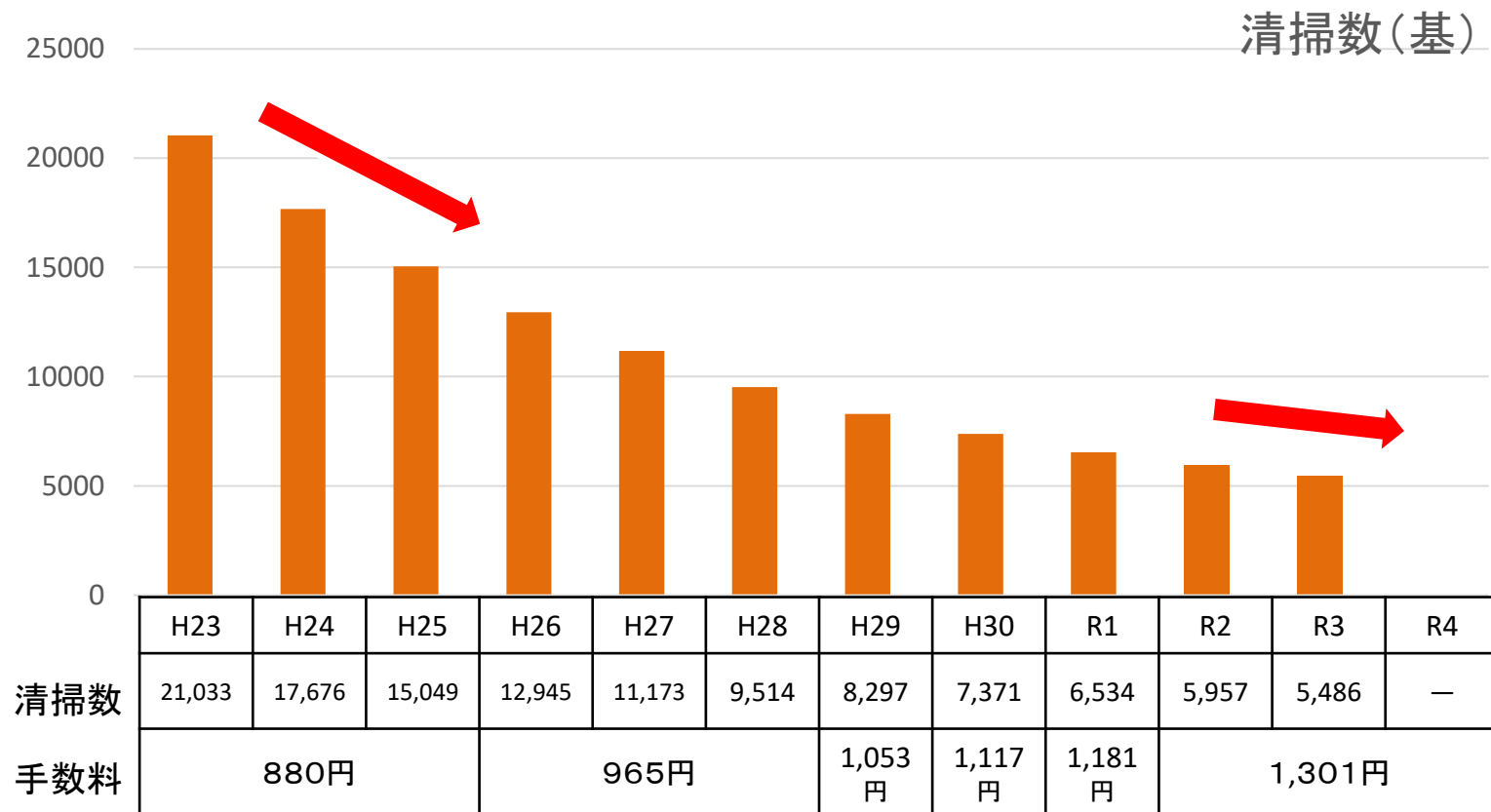
浄化槽清掃数

=

過去数年の実績に
基づき推計

手数料 = 収集原価 ÷ 浄化槽清掃数

生活雑排水簡易浄化槽汚泥清掃数と手数料 推移



手数料は、一般的な簡易浄化槽(150L以上250L未満)の金額

Ⅲ 処理手数料の見直しスケジュール

R4年	5月23日	部長会議
	5月27日	政策説明会
	6月	審議会(諮問)
		審議会審議
	10月	審議会(答申)
	11月	部長会議(改定案決定)
		政策説明会
	12月	議会(条例改正案提出)
R5年	4月 1日	条例施行(新手数料)